

萩圏域地域包括ケアネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 萩保健医療圏において、医療と介護の連携を推進し、多職種協働による地域包括ケアシステムを構築するために、萩圏域地域包括ケアネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、地域包括ケアシステムの構築及び推進に係る重要事項について検討及び協議し、その調整を図るものとする。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、萩市医師会長をもって充てる。

3 委員は、70名以内とし、医療・介護・行政関係者のうちから会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査及び協議させるため、必要に応じて専門部会
(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する者のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「協議会の会議」とあるのは「部会の会議」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、萩市医師会、萩市及び阿武町で構成する3者会議において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。